

令和2年度

食品健康影響評価技術研究

公 募 要 領

令和元年9月

内閣府

食品安全委員会事務局

## 目 次

はじめに.....	1
<b>第 1 公募期間等.....</b>	<b>2</b>
1 公募期間	
2 応募から採択及び研究実施までの流れ（目安）※研究実施期間が2年の場合	
<b>第 2 応募資格等.....</b>	<b>2</b>
1 応募資格	
2 応募の制限	
<b>第 3 公募・審査の実施方法.....</b>	<b>3</b>
1 公募する研究課題の概要	
2 応募書類の作成・提出	
<b>第 4 研究の対象課題の選定等.....</b>	<b>4</b>
1 審査の方法及び手順	
2 審査基準	
3 スケジュール（目安）	
4 研究課題の採否の通知	
5 研究課題の登録	
6 他の研究助成等を受けている場合の措置	
<b>第 5 委託契約の締結等.....</b>	<b>5</b>
1 契約方式について	
2 契約に必要な書類について	
3 研究委託費の範囲等について	
4 研究に参画する研究者が所属する機関の責務等について	
5 研究に参画する研究者の責務等について	
6 研究倫理プログラムの履修等について	
<b>第 6 研究課題の評価.....</b>	<b>8</b>
1 中間評価について	
2 事後評価について	
<b>第 7 その他.....</b>	<b>8</b>
1 個人情報の取扱い	
2 研究者情報の researchmap への登録について	
3 研究不正及び不正受給等を行った場合の他の競争的資金担当への情報提供について	

別紙 1 令和 2 年度食品健康影響評価技術研究の公募課題 .....	10
別紙 2 現在実施中の研究課題.....	12
別紙 3 競争的資金の適正な執行に関する指針.....	19
別紙 4 e-Rad による応募について .....	26
別紙 5 様式 1 研究計画調書.....	29
別紙 6 様式 2 応募内容ファイル.....	33
別紙 7 評価項目及び評価基準.....	44

この公募は、令和 2 年度に委託研究を速やかに開始していただくために、令和 2 年度予算成立前に行うものです。このため、予算の成立状況によっては種々の変更が生じ得ることを承知願います。

# 令和2年度食品健康影響評価技術研究公募要領

## はじめに

食品安全委員会は、食品中に含まれる危害要因（ハザード）を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度健康に悪影響を及ぼすかについて、科学的に評価（食品健康影響評価（リスク評価））を行っています。このリスク評価を的確に行うため、食品安全委員会では、最新の科学的知見を集積し体系化しつつ評価方法の開発・改良を行うことを目的とした委託研究事業「食品健康影響評価技術研究」（以下「研究」という。）を実施しています。

今般、今後5年間に食品安全委員会において推進すべき研究・調査の目標及びその達成に向けた方策（道筋）を明示した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日 食品安全委員会決定）を踏まえた「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和2年度）」（令和元年8月27日 食品安全委員会決定）を定め、令和元年10月18日まで、別紙1に掲げる研究課題について、公募します。応募された研究課題は、必要な審査を経てその採否が決定されます。採択された研究課題は、採択決定の通知を受けた研究者又はその者の所属する機関の長と食品安全委員会事務局との間で締結する委託契約<sup>\*</sup>に基づき実施することとなります。

<sup>\*</sup> 分担研究者がいる場合は、その者又はその者の所属する機関の長とも委託契約を締結します。

## 第1 公募期間等

### 1 公募期間

令和元年 9月19日(木) 15時00分から

令和元年10月18日(金) 17時00分まで(時間厳守)

### 2 応募から採択及び研究実施までの流れ(目安) ※研究実施期間が2年の場合

元年度	2年度(1年目)	3年度(2年目)	4年度(終了後)
研究課題の公募(9月19日～10月18日) → 書面審査(10月下旬～12月中旬) → ヒアリング審査(1月22日) ※必要と判断された場合 → 採択課題の決定(3月上旬)	→ 委託契約の締結・研究の開始(4月) → 中間評価(研究進捗状況等の確認)(12月～1月頃) → 研究継続の決定(3月頃)	→ 委託契約の締結(4月) → 中間評価(研究進捗状況等の確認)(12月～1月頃) → 研究終了(3月31日)	→ 研究成果報告(5月31日まで) → 事後評価(6月～9月頃) → 研究成果発表(10月頃)

## 第2 応募資格等

### 1 応募資格

応募資格を有する者は、研究機関(大学、試験研究機関等をいう。以下同じ。)に属し、当該応募に係る研究課題について、実施計画の策定及び成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者(以下「主任研究者」という。)とします。

ただし、国の施設等機関※に所属する研究者にあつては、当該研究者が直接、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長(以下「分任官」という。)と委託契約を締結することから、研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任することができる者に限ります。

※ 内閣府又は国家行政組織法第3条第2項に規定される行政機関に置かれる試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。以下同じ。

### 2 応募の制限

研究は、国や独立行政法人が運用する競争的資金制度の一つとして位置付けられています。したがって、本制度への応募に際しては、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)(別紙3)に基づき、以下のとおり応募を制限します。

#### ア 競争的資金の不正使用及び不正受給を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度において資金の不正使用(故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の

内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。)又は不正受給を行ったために、委託費又は補助金等の全部又は一部を返還させられた研究課題の研究者及びそれに共謀した研究者は、一定期間、本制度への応募を行うことはできません。また、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者に対しても、同様に応募を制限します。

#### イ 研究上の不正行為を行った場合の制限

本制度及び他府省等の競争的資金制度による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為があったと認定された場合で、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、一定期間、本制度への応募を行うことはできません。詳細については、「研究活動における不正行為への対応指針」(平成29年7月3日食品安全委員会事務局長決定)※も御参照ください。

※[http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei\\_index.data/fusei\\_shishin.pdf](http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei_index.data/fusei_shishin.pdf)

### 第3 公募・審査の実施方法

#### 1 公募する研究課題の概要

公募する研究課題	1 課題あたりの研究委託費の規模 (※間接経費を含む。)	研究期間	採択予定課題数
「令和2年度食品健康影響評価技術研究の公募課題」 (別紙1)のとおり	・ <i>in vivo</i> 、 <i>in vitro</i> の実験を伴う研究 (wet) 年間概ね 1,500 万円以内	原則 2 年以内 (令和2年度～3年度)	5～7 課題
	・ 上記以外の研究 (dry) 年間概ね 750 万円以内		

(注1) 応募する研究課題の計画は、食品の安全性に関する各種ハザードに的確に対処するために必要な科学的知見を集積し体系化するとともに、リスク評価の実施に必要なガイドライン・評価基準の策定等、リスク評価方法の開発・改良に資するものでなければなりません。また、応募する研究課題の内容が、現在実施中の研究課題(別紙2)と重複する場合は採択されませんので御注意ください。

(注2) 採択が決定した研究課題については、研究計画の内容により研究費申請額の査定を行った上で配分額を決定するため、申請額から減額される場合があります。

(注3) 研究期間は原則2年以内ですが、研究の内容によっては3年を認めることがあります。この場合は、2年で完了できない具体的な理由を応募書類(別紙6の様式2の「2 研究計画・方法」欄)に明記してください。なお、毎年度実施する中間評価の結果によっては、翌年度への研究継続が認められない場合があります。

#### 2 応募書類の作成・提出

##### (1) 応募書類様式及び入手方法

応募書類は、別紙5の「研究計画調書(様式1)」及び別紙6の「応募内容ファイル(様式2)」とします。様式は、食品安全委員会ホームページ(以下 URL)からダウンロードしてください。

[http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu\\_koubou/kenkyu\\_r2\\_kouboyouryou.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_koubou/kenkyu_r2_kouboyouryou.html)

(2) 応募書類様式の作成方法

各様式の作成にあたっては、別途お示しする記載例を参照するとともに、以下の事項に注意してください。

- ① 応募書類は、原則として日本語で作成してください。
- ② 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- ③ 応募書類は、下中央に通しページ番号を付記してください。
- ④ 応募書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 応募書類の提出方法

応募書類（様式1及び様式2）はそれぞれ PDF 変換し、1つの PDF ファイルにまとめた上で、府省共通研究開発管理システム※（以下「e-Rad」という。）

（別紙4）にアップロードして提出してください。なお、応募書類の紙媒体での提出は不要とします。

なお、e-Rad により提出された応募書類又は e-Rad の入力内容に不備がある場合、応募を受理できないことがあります。

※競争的資金制度を中心として、研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化した府省横断的なシステム

(4) 応募書類の受付期間

令和元年 9月19日(木) 15:00から

令和元年10月18日(金) 17:00まで【**時間厳守**】

(注) 応募に当たっての留意事項

- ・ e-Rad では、入力の途中であっても受付時間を過ぎると申請ができなくなりますので、時間に余裕を持って応募してください。
- ・ 応募受付後約1週間は、当該書類の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・ 受付期間終了後の応募書類の差し替えは一切できません。

## 第4 研究の対象課題の選定等

### 1 審査の方法及び手順

#### (1) 採択候補研究課題の選定

研究・調査企画会議事前・中間評価部会が以下の審査を実施して、採択候補研究課題を選定します。

① 書面審査

提出された応募書類について書面審査を実施します。

② ヒアリング審査

書面審査の結果を踏まえ必要と判断された場合に、応募課題の主任研究者に対してヒアリング審査を実施します（令和2年1月22日（水）を予定）。

食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）は、ヒアリング審査の日程等を対象となる課題に係る主任研究者に令和元年12月末までに通知します。

(注) 次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外される場合があります。

- ① 申請された研究の内容が、リスク管理を主体とするものである場合
- ② 申請された研究の内容が、単に既製の設備備品の購入を目的とするものである

場合

- ③ 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している場合
- ④ 同一課題名又は内容で、既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合
- ⑤ 類似性の高い研究で既に国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合、又は採択が決定している場合であって、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合
- ⑥ 同一の者が2件以上の研究課題に応募した場合（ただし、分担研究者として複数の異なった研究課題に参画することを妨げません。）

## (2) 採択課題の決定

研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定された採択候補研究課題について、食品安全委員会において審議し、採択課題を決定します。

## 2 審査基準

本要領第2の1の「応募資格」を有する者から応募された課題について、別紙7「事前評価の『評価項目及び評価基準』」に基づき審査します。

## 3 スケジュール（目安）

令和元年10月下旬～12月中旬・・・書面審査

令和2年 1月22日（水）・・・ヒアリング審査（必要と判断された場合）

令和2年 3月上旬・・・・・・・・採択課題の決定

## 4 研究課題の採否の通知

事務局長は、全ての応募者（主任研究者）に対して、研究課題の採否の結果を通知します。また、採択された研究課題については、課題名、研究の概要、主任研究者の氏名と所属機関名等を食品安全委員会ホームページ等で公表します。不採択の研究課題については、その内容を公表しません。

なお、電話等による審査状況・採否に関する問い合わせには一切回答できません。

## 5 研究課題の登録

応募課題の情報は、e-Radに登録されます。

## 6 他の研究助成等を受けている場合の措置

国や独立行政法人が運用する競争的資金やその他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む。）には、別紙6の様式2にその内容を記入していただきます。これらの研究提案内容やエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複及び過度の集中があった場合、応募課題が不採択となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合、応募課題の不採択、採択取消し又は減額配分となる場合があります。

## 第5 委託契約の締結等

### 1 契約方式について

採択決定後、国以外の研究機関（大学、独立行政法人等）に所属する主任研究者及



び分担研究者については、当該研究者の所属機関の長と分任官との間で委託契約を締結します。また、国の施設等機関に所属する主任研究者及び分担研究者については、当該研究者が直接分任官と委託契約を締結し、研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任していただきます。したがって、いずれにおいても、以後の経理事務については所属する機関が責任を持って管理することになるため、応募の際にはあらかじめ所属機関の経理事務担当者との連絡調整を十分に行ってください。なお、国の会計年度の原則に従い、単年度の委託契約を締結することになります。

## 2 契約に必要な書類について

採択決定の通知時に食品安全委員会事務局が指示する書類を作成の上御提出いただきます。なお、書類の様式については、「食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル」を御参照ください。

([http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei/kenkyu\\_jimusyori\\_manual\\_30.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei/kenkyu_jimusyori_manual_30.html))

## 3 研究委託費の範囲等について

本研究では、「府省共通経費取扱区分表の取扱について」（平成22年12月16日）に基づき、以下のとおり費目を設定しています。各費目の具体的な支出の例示は「食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル(4～24ページ及び148ページ)」を御参照ください。

([http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei/kenkyu\\_jimusyori\\_manual\\_30.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei/kenkyu_jimusyori_manual_30.html))

	大項目	中項目
直接経費	物品費	設備備品費
		消耗品費
	人件費・謝金	人件費
		謝金
	旅費	旅費
	その他	外注費
		印刷製本費
		会議費
		通信運搬費
		光熱水料
その他(諸経費)		
	消費税相当額	
間接経費		
再委託費		

## 4 研究に参画する研究者が所属する機関の責務等について

### (1) 法令の遵守

研究機関は、本研究の実施に当たり、その原資が公的資金であることを鑑み、関係する国の法令等を遵守し、研究を適正かつ効率的に実施するよう努めなければなりません。特に、研究不正行為<sup>※1</sup>、研究費の不正使用<sup>※2</sup>又は不正受給<sup>※3</sup>（以下、これら3つをあわせて「研究不正行為等」という。）を防止する措置を講じることが求められます。

※1 研究者等により研究活動において行われた、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等（以

下「論文等」という。)のねつ造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の意義は、次に定めるところによります。

ア ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者等のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

※2 研究者等による、故意又は重大な過失による、公的研究資金の他の用途への使用又は公的研究資金の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用（研究計画その他に記載した目的又は用途、法令・規則・通知・ガイドライン等に違反した研究資金の使用を含むがこれらに限られない）をいいます。

※3 研究者等が、偽りその他不正の手段により公的研究資金を受給することをいいます。

## (2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

研究不正行為等を未然に防止する取組みの一環として、食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）は、「研究活動における不正行為への対応指針」（平成29年7月3日食品安全委員会事務局長決定）に基づき、研究に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラムの履修・修了を義務付けることとします。研究機関には、研究者に対する倫理教育を実施し、その履修状況を事務局に報告していただきます（詳細は下記6を御覧ください）。

なお、事務局が督促したにもかかわらず当該研究者等が定める履修義務を果たさない場合は、研究委託費の全部または一部の執行停止等を研究機関に指示することがあります。研究機関は、指示に従って研究委託費の執行を停止し、指示があるまで執行を再開しないでください。

## 5 研究に参画する研究者の責務等について

### (1) 研究委託費の公正かつ適正な執行について

研究者は、研究委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ適正な執行及び効率的な執行をする責務があります。

### (2) 応募における手続等

研究者は、応募に際して所属機関への事前説明や事前承諾を得るなどの手配を適切に行ってください。

### (3) 研究倫理教育プログラムの履修・修了

研究者は、研究不正行為等を未然に防止するために研究倫理教育に関するプログラムを修了する必要があります（詳細は下記6を御覧ください）。なお、研究倫理教育プログラムの修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究委託費の執行の停止等を措置することがありますので、御留意ください。

## 6 研究倫理プログラムの履修等について

### (1) 履修プログラム・教材について

下記(2)の履修対象者は、以下のいずれかのプログラム・教材を履修してください。

- ・ CITI Japan e-ラーニングプログラム
- ・ 「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」  
（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
- ・ 研究機関等が、上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 履修対象者について

主任研究者及び分担研究者は必須とします。

(3) 履修時期について

履修対象者は、原則として、研究実施期間の初年度内に履修してください。その後も適切に履修してください（過去の履修が有効となる場合があります）。

(4) 研究機関の役割について

研究機関は、自己の機関に属する上記（2）の履修対象者に、上記（1）のプログラム・教材による研究倫理教育を履修させ、事務局に履修状況を報告してください。具体的な報告様式や報告期限については、契約締結時にお示しします。

## 第6 研究課題の評価

### 1 中間評価について

2年以上の実施期間を要する研究課題については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会が別紙7「中間評価の『評価項目及び評価基準』」に基づき、研究継続の要否、研究計画の見直し等について1年ごとに中間評価を実施します。なお、評価結果は食品安全委員会に報告し、公表します。

### 2 事後評価について

実施期間が終了した研究課題については、研究・調査企画会議事後評価部会が別紙7「事後評価の『評価項目及び評価基準』」に基づき、研究成果について事後評価を実施します。なお、評価結果は食品安全委員会に報告し、公表します。また、研究成果報告書についても、事後評価結果と併せて公表します。

## 第7 その他

### 1 個人情報の取扱い

本制度に係る応募書類及び e-Rad に登録された個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）を遵守し、適切に取り扱います。また、登録された情報は、事前・中間・事後評価の実施、採否通知、採択後の契約手続等、業務のために利用します。

なお、採択された研究課題の情報（研究課題名、研究概要、研究者名、所属機関名、研究実施期間等）は、食品安全委員会ホームページで公開します。以上のことをあらかじめ御了知の上、応募書類の作成をお願いします。

### 2 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 ReaD&Researchmap <http://researchmap.jp/>)は、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方々が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

現在、競争的資金全体でも公募・審査等において活用する方向で検討が進んでおりますので、researchmap に登録いただきますよう御協力をお願いします。

### 3 研究不正及び不正受給等を行った場合の他の競争的資金担当への情報提供について

競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されないものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した場合、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用等の概要を提供します。それを受けて、他府省を含む他の競争的資金の担当課が、所管する競争的資金への応募を制限する場合があります。

#### 本公募要領に関するお問い合わせ先

〒107-6122 東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル22階  
内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 調査・研究係  
電 話：03-6234-1119又は1123  
FAX：03-3584-7391

## 令和2年度食品健康影響評価技術研究の公募課題

**1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積****(1) 加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化に関する研究**

食品中の汚染物質等のリスク評価を行うためには加工食品の摂取量や食品の加工調理を通じた摂取量の推計等によるばく露量推定の精緻化は極めて重要である。また、食品摂取量だけでは、ばく露量推定が困難な場合には、生体サンプルを通じたばく露量推定など新たな手法の開発も望まれている。

化学物質のリスク評価に資するため、加工食品摂取量推計等を通じたばく露量推定の精緻化を行う手法等に関する研究を実施する。

**(2) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究**

- ① 食品の製造や加工の過程で生成する有機汚染物質について、感受性の高い集団を含むヒトにおける健康影響への懸念を明らかにするとともに我が国におけるばく露の実態を把握するための研究を実施する。
- ② これまでに、メチル水銀の胎児期ばく露による影響に関する知見は得られているが、出生後ばく露による影響（特に、乳幼児及び小児への影響）に関する十分な検証を行った知見は得られていない。このため、我が国におけるメチル水銀の出生後のばく露の実態を把握するための研究を実施する。
- ③ 食品中の無機ヒ素等の我が国におけるばく露実態等を踏まえた疫学調査に関する研究を実施する。

**(3) 薬剤耐性菌の特性解析に関する研究**

薬剤耐性菌の特性解析に関する知見を収集するため、以下の①～③のいずれかについて研究を実施する。

- ① 全ゲノムシーケンス技術を活用し、家畜由来もしくは食肉由来細菌の多剤耐性機構を調査・分析する。
- ② 家畜由来薬剤耐性菌の水圏・土壌環境等を介した農作物汚染及びヒトへの伝播経路に関する遺伝学的情報を調査・分析する。
- ③ 食品中における薬剤耐性菌の生残性や増殖性等の生物学的特性を調査・分析する。

**2 健康影響発現メカニズムの解明****(1) 食品中の微量化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムに関する研究**

食品中の無機ヒ素等へのばく露による健康影響発現メカニズムに関し、特に、ヒト体内での影響発現メカニズムに着眼した研究を実施する。

## (2) 食品中の化学物質のリスク評価の精緻化に関する研究

毒性に関する動物試験結果を、生理機能の特性や動態の特性等における種差を考慮するとともに、化学物質の構造・活性情報を加味して、より精緻な食品中の化学物質のリスク評価につなげるための研究を実施する。

### 3 新たなリスク評価方法等の確立

#### (1) ベイズ統計学に基づく統計手法の導入に関する研究

用量反応モデリング等の分野で近年導入が進められているベイズ統計学に基づく統計手法に関して、少なくとも以下の①及び②を含む内容について研究を実施する。

- ① 頻度論統計学に基づく手法と比較し、食品健康影響評価に導入する場合の課題を抽出する。
- ② 国際動向や国内外での活用事例を踏まえ、食品健康影響評価において同手法を用いた各種統計学的判断を行う場合の手順や判断基準を提案する。

#### (2) 細菌性食中毒の原因細菌の定量的リスク評価に関する研究

近年、国際的にも検討が進められている微生物の定量的リスク評価に関して、細菌性食中毒の原因細菌を対象とした、少なくとも以下の①及び②を含む内容について研究を実施する。

- ① 細菌性食中毒の原因細菌による健康被害に関する用量反応を評価する手法を確立する。
- ② 食品中での細菌の増殖・生存、死滅の予測モデルを使った解析方法を検討する。

### 4 その他

#### (1) 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品健康影響に関する研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中からリスク評価に有用な研究課題を採択し、研究を実施する。

(参考)

- ・「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成22年12月16日食品安全委員会決定）

[http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei\\_index.data/1\\_kitei\\_suishin\\_hokosei.pdf](http://www.fsc.go.jp/chousa/kitei_index.data/1_kitei_suishin_hokosei.pdf)

- ・「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和2年度）」（令和元年8月27日食品安全委員会決定）

[http://www.fsc.go.jp/chousa/yusen\\_kadai\\_index.data/yusen\\_kadai\\_r2.pdf](http://www.fsc.go.jp/chousa/yusen_kadai_index.data/yusen_kadai_r2.pdf)

## 現在実施中の研究課題

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1706	合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価における溶出試験法に関する研究	六鹿 元雄 (国立医薬品食品衛生研究所)	H29年度 ～R1年度 (3年間)	<p>食品用の合成樹脂製器具・容器包装について、厚生労働省においてポジティブリスト制度の導入が検討されている。しかし、ポジティブリスト制度の対象となる物質の具体的なリスク評価方法は示されておらず、早急にリスク評価方法を整備する必要がある。</p> <p>本研究では、米国や欧州連合におけるリスク評価のための溶出試験法等を参考として、合成樹脂製器具・容器包装のリスク評価のため、食品の分類及び定義を行い、長期保存食品、乾燥食品、油脂および脂肪性食品（油性食品）に使用される製品に関する溶出試験法を検討し、リスク評価のための溶出試験法案を作成することを目的とする。</p>
1801	毒性評価のための <i>in silico</i> 評価支援ツールの活用法に関する研究	頭金 正博 (名古屋市立大学)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	<p>食品中化学物質の効率的な安全性評価へのアプローチとして <i>in silico</i> 予測手法の開発が求められている。そのためには、高品質で多数の化学物質に関する毒性データベースと、高精度な評価支援ツールの開発が必須である。これまでに申請者は反復投与毒性試験情報のデータベース化や、人工知能を用いた肝毒性予測モデルの開発を行った。本研究では、安全性評価の迅速化と信頼性向上のための新たな <i>in silico</i> 安全性予測手法の確立を目指し、食品健康影響評価書を活用して、(定量的) 構造活性相関や新規リードアクロス手法等によるケーススタディを行い、<i>in silico</i> 予測に適した毒性所見や必要なデータベースの質と量の検討を行う。</p>

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1802	食物消化過程におけるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発	小関 成樹 (北海道大学)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	鶏肉の摂食によるカンピロバクター属菌のリスク評価における、ばく露評価に重要な摂取菌量と感染確率との関係を表す用量反応モデルを、生体反応に基づいた従来にない全く新規な方法で開発することを目的とする。従来の食中毒細菌の用量反応モデルは原因(摂取菌量)と結果(感染確率)を結びつけて数式化していたが、実際には汚染食品を摂食してから腸管内での感染が成立するまでには、幾つかの鍵となる人体内での生体反応場(胃酸、上皮細胞への侵入等)を通過する必要がある。本研究では、反応過程が不明であった従来の用量反応モデルから脱却して、鍵となる反応場毎での生存/死滅の確率を推定し、最終的な感染確率を予測する数理モデルを開発する。
1803	食品に非意図的に混入する微量化学物質のリスク評価への <i>in silico</i> 評価手法の適用に関する研究	小野 敦 (岡山大学)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	化学物質のリスク評価は、動物試験等による安全性評価結果を基本とするが、不純物等のように食品に非意図的に含まれる化学物質には、十分な毒性試験情報が得られていない物質やその量自体が微量であり試験実施が困難な物質も多い。近年、医薬品不純物の遺伝毒性評価を始めとして、化学物質の化学構造等の情報をもとにした <i>in silico</i> 評価手法のリスク評価への適用や適用に向けた検討が進められている。本研究では、欧米のリスク評価機関等において有用性が示唆されている <i>in silico</i> 評価手法や評価支援ツールについて、食品安全委員会におけるリスク評価における有用性や適用のあり方について検討を行うことを目的とする。
1804	ベンチマークドース手法の健康影響評価における適用条件の検討	広瀬 明彦 (国立医薬品食品衛生研究所)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	近年、化学物質の健康影響評価におけるリスクアセスメントの用量性反応性評価の客観的手法としてベンチマークドース(BMD)法が取り入れられるようになってきているが、実際に適用する場合には、適用できるエンドポイントの反応率の設定、適合性の良い数理モデルの選択手法などにおいて、国際的に標準化された手法がなく、恣意的な選択基準も使用されているのが実情である。本研究では、数理モデルやエンドポイントの選択におけるBMD手法の信頼性のより高い適用基準を確立するために、実データを基に拡張したシミュレーション技術を用いた検証研究を行い、BMD法適用ガイダンスを作成する。



研究課題 番号	研究課題名	主任研究者 (所属機関)	研究期間	研究の概要
1806	国内で多発するカンピロバクター食中毒の定量的リスク分析に関する研究	朝倉 宏 (国立医薬品 食品衛生研究 所)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	我が国を含め世界各国で、カンピロバクターによる食中毒が多発しており、その制御については公衆衛生上の喫緊の課題として認知される。本食中毒に関わるリスク低減策の構築に際しては、リスク評価に資する科学的知見の集積が必要不可欠であるが、我が国で集積される多くの汚染実態等に係る知見は定性知見が多くを占めるため、定量的リスク評価へと結びつけることが困難な状況にある。本研究では、我が国において主要な原因食品である鶏肉を主たる研究対象食品と捉えた上で、その生産から消費に至るフードチェーンを通じたカンピロバクターの動態を定量的に把握すると共に、臨床検査により得られた成績をもとに健康被害実態の推定、更には国内食中毒患者における発症菌数の把握等を通じ、本食中毒のリスク評価に資する科学的知見の集積をはかることを目的とする。
1807	重篤なアレルギーのリスクとなる果物類アレルゲンコンポーネントに関する研究	丸山 伸之 (京都大学)	H30年度 ～R1年度 (2年間)	食物アレルギーは重篤な症状であることも多く、その原因となる個々のアレルゲン（アレルゲンコンポーネント）の同定は、食品のリスク評価のための重要な課題である。近年、果物類に対するアレルギーに罹患する小児期及び学童期の患者が増加している。しかし、それらの原因となるアレルゲンコンポーネントに関する知見は非常に限定的である。本研究では、アレルゲンコンポーネントに立脚した新規な食品リスク評価のために、重篤な症状を引き起こす頻度の高い果物類の中で、アレルゲンコンポーネントの解析が遅れている品目に着目して、小児期及び学童期の患者を対象に重篤なアレルギー症状の原因となるアレルゲンコンポーネントを同定する。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1808	フモニシンのモディファイド化合物のリスク評価に関する研究	吉成 知也 (国立医薬品食品衛生研究所)	H30年度～R1年度 (2年間)	フモニシンに汚染された食品中には、糖の付加体やタンパク質との結合体などのモディファイド化合物も存在することが知られている。一般的にモディファイド化合物の毒性はもとの化合物よりも低い、生体内で代謝されてもとの化合物に戻る可能性があるため、リスク評価の際に考慮することが国際的な流れになっている。2017年に食品安全委員会によりフモニシンに係るリスク評価の結果が通知されたが、そのモディファイド化合物の評価は情報不足から見送られた。本研究は、フモニシンのモディファイド化合物の汚染実態調査や代謝試験を実施し、モディファイド化合物も含めたフモニシンのリスク評価を実施するための情報の提供を目的とする。
1901	体内移行に着目した食品添加物のリスク評価手法に関する研究	梅村隆志 (ヤマザキ動物看護大学)	R1年度 (1年間)	我が国の食品添加物の安全性評価の中で、香料はそのばく露量が一般に低用量であることから、毒性学的懸念の閾値(TTC)の考え方を一部導入し、一定のばく露量以下では必要な毒性試験を一部省略できる。本研究では、低用量ばく露が想定される加工助剤に着目し、その適用について検討する。具体的には、加工助剤の定義である最終食品に残留しない、あるいは極めて少ないとされている点をより科学的な尺度で規定することの可能性、低用量ばく露の特殊性を考慮した評価方法を検討中の器具・容器包装ガイドライン案の考え方を加工助剤にも応用して適用することの可否さらにはその評価方式などを諸外国の事例などをもとに検討し、得られた結果を具体的な食品添加物指針の改定案として提言する。
1902	導入遺伝子が存在しない宿主ゲノム遺伝子発現改変植物由来食品の安全性評価点の解明	児玉浩明 (千葉大学)	R1年度～R2年度 (2年間)	新たな植物育種技術では、導入遺伝子の転写産物や翻訳産物を、接木や交配によって非遺伝子組換え植物部位や植物個体に伝搬することが可能である。すなわち導入遺伝子が存在せずとも、意図した有用形質を発現する作物の生産が現実となった。接木では翻訳産物が移動して可食部が形質転換され、siRNAによる転写後抑制・転写抑制ではその形質が接木もしくは交配により伝搬される。本研究では、導入遺伝子を有さない形質改変食品を生み出す同種・異植物種間の接木、siRNA技術による接木および交配後代の形質転換、特にRNAオフターゲット分解および宿主ゲノムDNAオフターゲット抑制の可能性を明らかにし、安全性評価に資する。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1903	認知心理学を応用した中学生・高校生を対象とした食品安全に関する理解促進プログラム(教材)の開発	和田有史 (立命館大学)	R1年度 ~R2年度 (2年間)	有用な食品技術へのリスク認知における消費者-専門家間のギャップには人間の認知メカニズムが関与している。本研究では添加物を中心に食品関連技術への消費者-専門家間のリスク認知のギャップの原因を認知メカニズムに由来する「認知バイアス」とバランスのよい情報収集と情報への態度である「情報リテラシー」と仮定する。これらを改善する柔軟な思考を促す環境・イベントや認知の個人差についての認知心理学的知見に考慮した情報提示等を含む中高生対象の食品安全理解を促進するプログラム(教材)を開発し、その効果を検証する。これにより食品関連技術に対する消費者の受容が高まり、リスク認識による社会的な不利益の軽減が期待できる。
1904	アクリルアミドばく露による発がんリスク評価~大規模コホート研究保存検体を用いたコホート内症例対照研究による検討	石原淳子 (麻布大学)	R1年度 ~R3年度 (3年間)	食品中のアクリルアミドばく露によるがん発生リスクについて、疫学研究の報告が一致していないことの一因として、食事調査による測定誤差の影響が考えられる。これまで日本人を対象に食事調査によりアクリルアミドのばく露を明らかにし、発がんリスクの評価を行った結果、各部位がんとの関連は認められなかった。この関連について、より頑強なエビデンスを得るためには、食事調査の測定誤差の影響を受けないばく露指標である生体指標を用いた評価が必要である。本研究では、大規模コホート研究の保存血液検体を用いたコホート内症例対照研究を実施し、生体指標を用いたアクリルアミドばく露量とがん罹患リスクとの関連を検討することを目的とする。
1905	メチル水銀の脱メチル化機構における食品中の水銀/セレンのバイオジェニックナノ粒子形成	小椋康光 (千葉大学)	R1年度 ~R2年度 (2年間)	ヒトがばく露され得る水銀には、金属水銀、無機水銀及び有機水銀の3態があるが、実際の食品、特に魚介類にはこれらに加えて、必須微量元素であるセレンとの水銀/セレン複合体が相当な量で含まれることが知られている。この複合体は、他の水銀化合物よりも低毒性とされているが、生体内での検出法や動態が明らかになっていないことから、そのリスクが評価されるに至っていない。本研究では、水銀/セレン複合体の検出法・動態を明らかにし、複合体そのものに加えて、メチル水銀毒性の修飾といった観点からもリスク評価に資する研究を実施する。そしてセレンの栄養状態がメチル水銀毒性に与える影響と言った予防薬学的応用についても検討を行う。

研究課題番号	研究課題名	主任研究者(所属機関)	研究期間	研究の概要
1906	国際動向に立脚した農薬代謝物の新たなリスク評価手法に関する研究	小野敦 (岡山大学)	R1年度～ R2年度 (2年間)	農薬の食品健康影響評価においては、有効成分（親化合物）のみではなく植物や動物体内において生じる代謝物の評価も重要である。近年、JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）や EFSA（欧州食品安全機関）では、原則、全ての代謝物について安全性の評価を行うという考え方にに基づき、in silico 評価技術を始めとした新しい評価手法の活用が進められている。本研究は、国際機関等における農薬代謝物の評価方法や考え方及び評価事例の調査を行い、それらの評価手法の我が国における農薬評価への適用について検討し、得られた成果をもとに我が国における新たな評価の考え方を提案することを目的としている。
1907	二値反応の用量反応データを対象としたベンチマークドーズ計算ソフトウェアの開発研究	西浦博 (北海道大学)	R1年度 (1年間)	二値反応の用量反応関係データに対するベンチマークドーズ（BMD）法の適用において、既存のソフトウェアでは、信頼区間やモデル選択、結果の比較提示などの点で開発者に依存して大きく異なる傾向が否めなかった。また、平均化を少数の適合度の良いモデルで実施すべきことを研究代表者が見出したが、これは既存の海外発のソフトウェアでは実装されていない。本研究の目的は、日本独自の二値データに対する BMD 計算ソフトウェアを実装し、行政機関における評価をはじめとして、同手法の実施がより身近になるようグラフィカルユーザインターフェース（GUI）を備えた日本語版ソフトの開発研究を実施することである。
1908	ノロウイルスによる健康被害実態及び食品寄与率の推計に関する研究	砂川富正 (国立感染症研究所)	R1年度～ R2年度 (2年間)	主にカキ生産自治体を対象地域として、感染者、下水、カキ等食品から検出されるノロウイルス（NV）に対して、ダイレクトシーケンスによる遺伝子解析を行い、さらに次世代シーケンスによる詳細な分析を実施し、食品から分離される NV の起源について整理する。次に NV 感染症において食品が寄与する割合の検討として、特に集団感染事例における精査を対象自治体にて行い、集団発生数、入院患者数、死亡者数における感染源・感染経路の情報と共に把握し、食品の寄与分析に反映させる。学校給食施設等の大規模調理施設における不顕性感染の割合を増加させる可能性のある要因を推定する。

研究課題 番号	研究課題名	主任研究者 (所属機関)	研究期間	研究の概要
1909	アニサキス汚染実態調査およびリスク低減策の評価に関する研究	大西貴弘 (国立医薬品食品衛生研究所)	R1年度～ R2年度 (2年間)	アニサキス食中毒のリスク評価を行うための知見を収集するために本研究を行う。本研究では自然界におけるアニサキス汚染状況を把握するために魚个体レベルでの汚染調査を行うとともに、水産食品を喫食する際のアニサキス暴露リスクを推計するために、すぐに喫食可能な水産食品（刺身、鰻等）レベルでの汚染実態調査も合わせて行う。さらに大型施設で行われているアニサキス検出、除去法の効果を科学的に検証する。以上の結果を総合しアニサキス食中毒リスクを検討する。

## 競争的資金の適正な執行に関する指針

平成 17 年 9 月 9 日  
 (平成 18 年 11 月 14 日改正)  
 (平成 19 年 12 月 14 日改正)  
 (平成 21 年 3 月 27 日改正)  
 (平成 24 年 10 月 17 日改正)  
 (平成 29 年 6 月 22 日改正)  
 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

## 1. 趣旨

第 3 期科学技術基本計画（平成 18 年 3 月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成 18 年 8 月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成 18 年 2 月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

## 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

## (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
  - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォートに比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。
- ③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。
- ④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられ

た措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

- (2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要(不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

- (3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

#### 4. 研究上の不正行為への対応(別表2)

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為(捏造、改ざん、盗用)があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- (1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

- (2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要(研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。



## 5. 不正事案の公表について

関係府省は、上記の「不正使用及び不正受給への対応」及び「研究上の不正行為への対応」により応募資格を制限する場合、当該不正事案の概要（制度名、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を原則、速やかに公表するものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の対応をするよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

## 6. その他

(1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

(4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1. 個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2. 私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 上記の「不正事案の公表について」の取組は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、順次実施することとする。

なお、各府省等においては、それぞれの規程等に基づき、本指針より厳しく対応することを妨げるものではない。

(6) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の

不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

(7) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(8) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(9) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術・イノベーション会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

(別表 1)

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)	不正使用の程度		応募制限期間
不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))	1. 個人の利益を守るための私的流用		10年
	2. 1. 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2))			5年
不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

(別表2)

不正行為に係る応募制限の対象者 (4.)		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者(4.(2))	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を追う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5~7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3~5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2~3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者(4.(3)))		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2~3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1~2年	

## e-Rad による応募について

## 1 e-Rad について

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものであり、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムをいいます。

## 2 e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関するお問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受け付けます。e-Rad のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）のほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく御確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関するお問い合わせには一切回答できません。

○ポータルサイト：

<http://www.e-rad.go.jp/>

○食品安全委員会ホームページ（参考）：

[http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu\\_index.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu_index.html)

（参考：お問い合わせ先一覧）

e-Rad の操作方法について	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) (受付時間帯) 9:00~18:00 (※) (ナビダイヤルが御利用になれない場合は03-6631-0622におかけください。)
制度・事業及び応募書類作成・提出に関する手続き等について	内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 調査・研究係	03-6234-1119又は1123 (直通) 03-3584-7391 (FAX) (受付時間帯) 9:30~12:00、 13:00~18:00 (※)

※土・日・祝日を除く。

## 3 e-Rad の利用に当たっての留意事項

## (1) e-Rad による応募

ポータルサイトから行ってください。操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

## (2) e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに0:00~24:00です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## (3) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「主任研究者」及び「主任研究者が所属する研究機関」並びに「分担研究者」及び「分担研究者が所属する研究機関」が、

応募時までにe-Radに登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手順に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。(ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。)

#### (4) 研究者情報の登録

研究課題に応募する主任研究者及び研究に参画する分担研究者は研究者情報を登録し、システムログインID及びパスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

#### (5) 個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。)することがあります。

### 4 e-Radで応募書類を提出する際の留意事項

#### (1) 応募書類様式のダウンロード

本事業の内容を確認の上、以下URLから所定の様式をダウンロードしてください。  
[http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu\\_koubo/kenkyu\\_r2\\_kouboyouryou.html](http://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_koubo/kenkyu_r2_kouboyouryou.html)

#### (2) ファイル種別

電子媒体の様式は、e-Radにアップロードする前にPDF形式に変換する必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字を仕様した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容を必ず確認してください。利用可能な文字については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

#### (3) 画像ファイル形式

応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「JPEG」又は「PNG」形式としてください。それ以外の画像データ(例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等)を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを御参照ください。

#### (4) ファイル容量

e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は10MBです。

#### (5) 応募書類のアップロード

応募書類は、各様式をPDF形式に変換し、1つのファイルにまとめた上でe-Radにアップロードしてください。

#### (6) 所属機関の承認

「主任研究者」から所属機関にe-Radで申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認手続きを必ず行ってください。

(7) 受付状況の確認

応募書類の受理確認は、e-Radの「受付状況一覧画面」から行うことができます。応募受付期間終了時点（令和元年10月18日（金）17時00分）で、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」となっていない場合は、応募は無効となります。受付期間終了時点までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関まで至急連絡してください。

(8) 提出後の応募書類の修正

いったん提出した応募書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については、研究者向け操作マニュアルを御参照ください。

(9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、[ポータルサイト（研究者向けページ）](#)に随時掲載しておりますので、御確認ください。

**（注1） 応募書類はe-Radによる提出のみを受け付けることとし、紙媒体での提出は不要とします。**

**（注2）** 応募受付期間終了間際はe-Radのシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、応募書類の作成には時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

## 様式 1 研究計画調書

受付番号	令和2年度公募課題における該当項目（※別紙1に基づき記載すること。）		
研究課題名			
研究種目等			
研究期間	令和2年度 ～ 令和 年度（ 年間）		
分野			
分科			
細目			
細目表 キーワード			
細目表以外の キーワード			
主任研究者 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
部局			
職名			
経理事務 担当者氏名		経理担当部局 名・連絡先等	電話番号： E-mail アドレス： FAX 番号：
分担研究者 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号		FAX	
E-mail			
部局			
職名			
経理事務 担当者氏名		経理担当部局 名・連絡先等	電話番号： E-mail アドレス： FAX 番号：

※分担研究者は人数に応じて適宜記入欄を追加すること。



各年度別経費内訳

<全体分>

(単位：千円)

大項目		中項目	2年度	3年度	年度	年度	年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費						
		消耗品費						
	2. 旅費	旅費						
	3. 人件費・謝金	人件費						
		謝金						
	4. その他	外注費						
その他								
間接経費 (上記経費の30%以内)								
合計								

<主任研究者分>

(単位：千円)

大項目		中項目	2年度	3年度	年度	年度	年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費						
		消耗品費						
	2. 旅費	旅費						
	3. 人件費・謝金	人件費						
		謝金						
	4. その他	外注費						
その他								
間接経費 (上記経費の30%以内)								
合計								

<分担研究者分：〇〇 〇〇>

(単位：千円)

大項目		中項目	2年度	3年度	年度	年度	年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費						
		消耗品費						
	2. 旅費	旅費						
	3. 人件費・謝金	人件費						
		謝金						
	4. その他	外注費						
その他								
間接経費 (上記経費の30%以内)								
合計								

(注) 分担研究者分の記入欄は、人数に応じて適宜追加すること。

研究組織（主任研究者及び分担研究者）

	氏名（年齢） 研究者番号	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	初年度 研究経費 （千円）	エフオ ート （%）
主任研究者					
分担研究者					
計 ○名			研究経費合計		

## 様式 2 応募内容ファイル

## 1 研究目的

本欄には、研究の背景及び具体的な目的について、冒頭にその概要を記入した上で、適宜文献を引用しつつ記入してください。なお、概要については、審査の際に使用するほか、採択が決定した際に食品安全委員会ホームページ等で公表します。

また、次の点については、項目を分けた上で具体的かつ明確に記入してください。

- ① リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果
- ② 達成目標（研究全体を俯瞰し、研究期間内に何をどこまで明らかにするかを箇条書き形式で記入してください。この達成目標は、中間評価及び事後評価の際に利用されます。
- ③ 得られた成果をいつどのような方法で公表する予定であるかを記入してください。

**（概要）**（※300字以内）

**（本文）**（※800字以内）

**（リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果）**（※600字以内）

**（達成目標）**（※目標毎に100字以内）

**（得られた成果の公表）**

## 2 研究計画・方法

本欄には、研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法について、冒頭にその概要を簡潔にまとめて記入した上で、年度毎の計画に分けて（単年度の計画の場合は当該年度のみ）、各研究項目の進捗予定がわかるように具体的かつ明確に記入してください。分担研究者がいる場合は、主任研究者及び分担研究者の具体的な役割や分担して研究することの必要性・妥当性についても記入してください。（※図表を含めてA4サイズ2枚。ただし、必要に応じて1枚追加すること（計3枚以内とすること）は可能。）

**（概要）**

### 3 研究業績

本欄には、これまでに発表した論文、著書、産業財産権（特許出願番号等）、招待講演のうち、本研究に関連するものを選定し、researchmap からコピーするなどの方法により、現在から順に発表年次を過去にさかのぼって記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限りします。

研究業績については、主に 2015 年以降の業績を中心に記入してください。ただし、それ以前の業績であっても、本研究に深く関わるものやこれまでに発表した主要な論文等を記入しても構いません。

例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。以上の各項目が記入されていれば、項目の順序を入れ替えても構いません。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略（省略する場合、その員数と、掲載されている順番を○番目と記入）しても可とします。

#### 4 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

本欄には、本応募課題の主任及び分担研究者の応募時点における、(1) 応募中の研究費、(2) 受入予定の研究費、(3) その他の活動について、次の点に留意し記入してください。なお、複数の研究費を記入する場合は、線を引いて区別して記入してください。

- ① 「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。
- ② 「応募中の研究費」欄の先頭には、本応募研究課題を記入してください。
- ③ 「(3) その他の活動」欄には、(1) 応募中及び(2) 受入予定の研究費による研究活動以外の職務として行う研究活動や教育活動等のエフォートを記入してください。
- ④ 下記(1)、(2)、(3)のエフォートの合計は100%にしてください。
- ⑤ 必要に応じて行を挿入してください。また、不要な行は削除してください。

#### <主任研究者>

##### (1) 応募中の研究費

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担の別)	令和2年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ オー ト (%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】  (R2 ~R . )	( )		( )		(総額 千円)
	( )		( )		(総額 千円)

##### (2) 受入予定の研究費

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担の別)	令和2年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ オー ト (%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
	( )		( )		(総額 千円)
	( )		( )		(総額 千円)

(3) その他の活動 エフォート: 〇%

<分担研究者>

(1) 応募中の研究費

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担 の別)	令和2年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ オー ト (%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】  (R2 ～R . )	( )		( )		(総額 千円)
	( )		( )		(総額 千円)

(2) 受入予定の研究費

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担 の別)	令和2年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフ オー ト (%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
	( )		( )		(総額 千円)
	( )		( )		(総額 千円)

(3) その他の活動 エフォート： 〇%



## 5 これまでに受けた研究費とその成果等

本欄には、主任研究者及び分担研究者がこれまでに受けた研究費（所属研究機関より措置された研究費、府省・地方公共団体・研究助成法人・民間企業等からの研究費等。なお、現在受けている研究費も含む。）による研究成果等のうち、本研究の立案に生かされているものを選定し、当該資金制度とそれ以外の研究費に分けて、次の点に留意してください。

- ① それぞれの研究費毎に、資金制度名、期間（年度）、研究課題名、研究代表者又は研究分担者の別、研究経費（直接経費）を記入の上、研究成果及び中間・事後評価（当該研究費の配分機関が行うものに限る。）結果を簡潔に記入してください。
- ② 当該資金制度とそれ以外の研究費は区別して記入してください。

（例）

資金制度名：

期間（年度）： 年度～ 年度

研究課題名：

研究代表者又は研究分担者の別：

研究経費（直接経費）： 千円

研究成果及び中間・事後評価結果：

## 6 倫理面への配慮

本欄には、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解（インフォームド・コンセント）に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮などを記入してください。倫理面の問題がないと判断した場合には、理由と併せてその旨記入してください。

## 7 研究経費の費目別内訳

当該研究計画に必要な研究経費について、年度別に以下記載の費目毎に品名（事項）及び金額（千円単位）を記入してください（千円未満の端数は切り捨ててください）。3年間の研究の場合は、費目ごとに適宜行を追加の上記入してください。

### <主任研究者>

#### (1) 設備備品費

年度	品名・仕様 (数量×単価)	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

#### (2) 消耗品費

年度	品名	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

#### (3) 人件費・謝金

年度	事項	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

**(4) 旅費**

年度	事項	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

**(5) その他\***

年度	事項	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

※外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）及び消費税相当額をいう。

<分担研究者：〇〇 〇〇>

(1) 設備備品費

年度	品名・仕様 (数量×単価)	金額 (千円)
2		
	計	
3		
	計	

(2) 消耗品費

年度	品名	金額 (千円)
2		
	計	
3		
	計	

(3) 人件費・謝金

年度	事項	金額 (千円)
2		
	計	
3		
	計	

**(4) 旅費**

年度	事項	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

**(5) その他**

年度	事項	金額（千円）
2		
	計	
3		
	計	

※外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）及び消費税相当額をいう。

## 評価項目及び評価基準

(注：食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針（平成23年2月7日調査・研究企画調整会議決定）の第2の2に言及する評価項目及び評価基準から転記した。)

(事前評価)

評価項目		評価基準
I	研究の必要性	研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか評価する。 1 食品健康影響評価に関する研究であること 2 研究内容の科学的、技術的意義について 3 関連する研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性等について
II	研究の妥当性	以下の点に関する研究体制及び研究計画、研究遂行の妥当性について評価する。 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 主任研究者等の既往の成果、能力 3 研究の計画、方法 4 研究の実施期間における遂行の可能性 5 費用対効果
III	期待される研究成果の有用性	期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。 1 既往の成果、研究手法等を勘案し、研究目標の実施期間内における達成可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 研究の成果の発展可能性について

(中間評価)

評価項目		評価基準
I	研究の妥当性	以下の点に関する評価時点における妥当性、今後の研究体制及び研究計画の妥当性について評価する。 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間における遂行可能性 4 費用対効果
II	期待される研究成果の有用性	評価時までの目標の達成度及び期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。 1 研究目標の実施期間内における達成の可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 評価時までの論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について

(事後評価)

評 価 項 目		評 価 基 準
I	研究の妥当性	以下の点に関する研究終了時までの研究計画（事前・中間評価での指摘事項が適確に反映されたかを含む）の妥当性について評価する。  1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間 4 費用対効果
II	研究目標の達成度	研究目標の達成度について評価する。  1 研究開始時までの成果と実施した研究手法を勘案し、当初設定した研究目標の達成度について 2 論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について
III	研究成果の有用性	食品安全分野における研究成果の活用性とその有用性について評価する。  1 食品健康影響評価への貢献等について 2 科学的、社会・経済的意義について 3 今後の研究の発展性について